

Q コアタイムに遅刻した場合、①懲戒の対象としてよいか、②賃金カットしてもよいか

A

①については、コアタイムには労働義務があるため、就業規則に照らして懲戒対象とすることは可能です。

②については、コアタイムの欠勤をもって直ちに賃金カットをするのは妥当ではありません。

コアタイムに欠勤があったとしてもフレックスタイムの労働で補うことができるからです。

賃金カットするかどうかは、清算期間の総労働時間をもって判断すべきことになります。

ただし、懲戒として減給の制裁を行うことは就業規則に規定があれば可能です。